

診療所との契約による料金表（その6）

公益社団法人埼玉県栄養士会

栄養ケア・ステーション

1. 診療報酬における栄養食事指導料について

（2020年4月1日改定）

当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外（栄養ケア・ステーション含む）の管理栄養士が行った場合に算定する。

① 外来における栄養食事指導（初回月2回、その他の月1回）

ロ 外来栄養食費指導料2 初回 250点 2回目以降 190点

ただし、医師の診察がある場合は、初・再診料+特定疾患療養管理料（225点）算定できるが、栄養食事指導のみの時は、上記の算定のみ。

② 在宅訪問による栄養食事指導（月2回まで）

2 在宅患者訪問栄養食事指導料2

イ 単一建物診療者が1人の場合 510点

ロ 単一建物診療者が2人以上9人以下の場合 460点

ハ イ及びロ以外の場合 420点

2. 介護報酬による居宅療養管理指導（ニ 管理栄養士の場合）（2021年4月1日改定）

（2）当該居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合（月2回まで）

（一）単一建物住居者が1人の場合 524単位

（二）単一建物住居者が2人以上9人以下の場合 466単位

（三）10人以上の場合 423単位

3. 原契約に第3条に規定する委託料は以下の通り。（応相談）

（消費税別）

項目	基本料金	備考
① 事務手数料（診療所1件あたり）	5,000 円/年	（通信料等、1年更新） ※契約時に発生する
② 外来栄養食事指導料2 埼玉県栄養 CS の管理栄養士が行う 栄養指導（初回 30 分以上、継続 20 分以上）	1,800 円/件	1 回 2 件以上でお願いします （応相談） 媒体・報告書作成含む
③ 在宅患者訪問栄養食事指導料2 ④ （2）居宅療養管理指導（管理栄養士） （1 時間程度/件）	4,000 円/件	その他、訪問指導以外に、 準備、報告書作成を含む
⑤ 食材費（必要に応じて）	実費	患家の負担
⑥ 交通費	実費	自家用車 10km まで 200 円 その後 20 円/ km で計算 （在宅の場合は患家までの 距離、患家負担） 有料駐車場は実費で請求

ア. レセプト業務は、診療所で行って戴きます。

イ. 在宅訪問については、同意書等が必要なため原則として初回のみ同行をお願い致します。

ウ. 契約内容、委託料については、目安ですので詳細についてはご相談ください。